

平塚市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 平塚市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条の規定により市長が委嘱する委員は、別表第1に掲げる者とする。

(部会の所掌事務)

第3条 条例第8条の部会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 別表第2に掲げる者で組織する子育て支援事業推進部会 平塚市子ども・子育て支援事業計画の推進に関する事項
- (2) 別表第3に掲げる者で組織する公立園の在り方検討部会 平塚市の公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項

(部会の議長及び副議長)

第4条 部会に議長及び副議長1人を置き、部会委員の互選により定める。

- 2 議長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、議長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ部会を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の意見等の聴取)

第6条 議長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、健康・こども部保育課で処理する。

(部会の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、議長が部会

に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年2月15日）から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

##### 平塚市子ども・子育て会議

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市医師会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
平塚商工会議所の代表者
西湘地域労働者福祉協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者

公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者

別表第 2（第 3 条関係）

子育て支援事業推進部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民

別表第 3（第 3 条関係）

公立園の在り方検討部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者
公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者